

情報セキュリティの日功労者表彰要綱

平成 18 年 10 月 25 日
情報セキュリティ政策会議決定

1 目的

この表彰は、情報セキュリティへの取組みに関し、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって情報セキュリティに関する優れた取組みを広く普及することを目的とする。

2 表彰の対象

情報セキュリティに関し、以下の事項のいずれかにつき特に顕著な功績又は功労があり、省庁横断的な視点から情報セキュリティ政策会議議長が顕彰することが適当であると認められる個人又は団体

- (1) 地方公共団体、企業等の組織における情報セキュリティ対策への先進的な取組み
- (2) 情報セキュリティ対策に資する技術等の研究・開発
- (3) 情報セキュリティ対策に関する普及啓発、人材育成への貢献

3 表彰者

情報セキュリティ政策会議議長

4 表彰の方法

表彰状

5 表彰の時期

表彰は年 1 回、情報セキュリティの日又はその前後の期間のいずれかの日に行う。

6 表彰の手続

別に定める選考方法に基づき、情報セキュリティ政策会議議長が被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣官房において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣官房情報セキュリティセンターセンター長が定める。